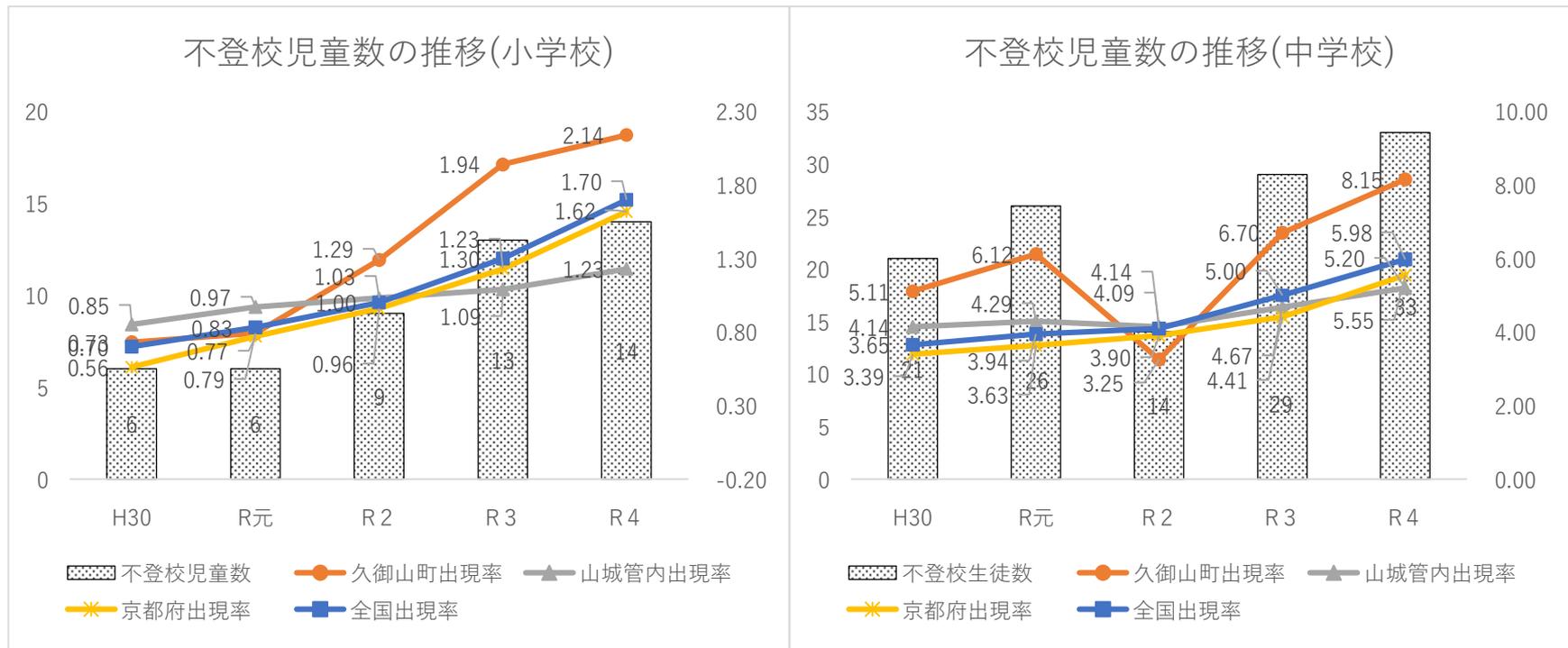


令和5年度 総合教育会議

久御山町の教育課題について

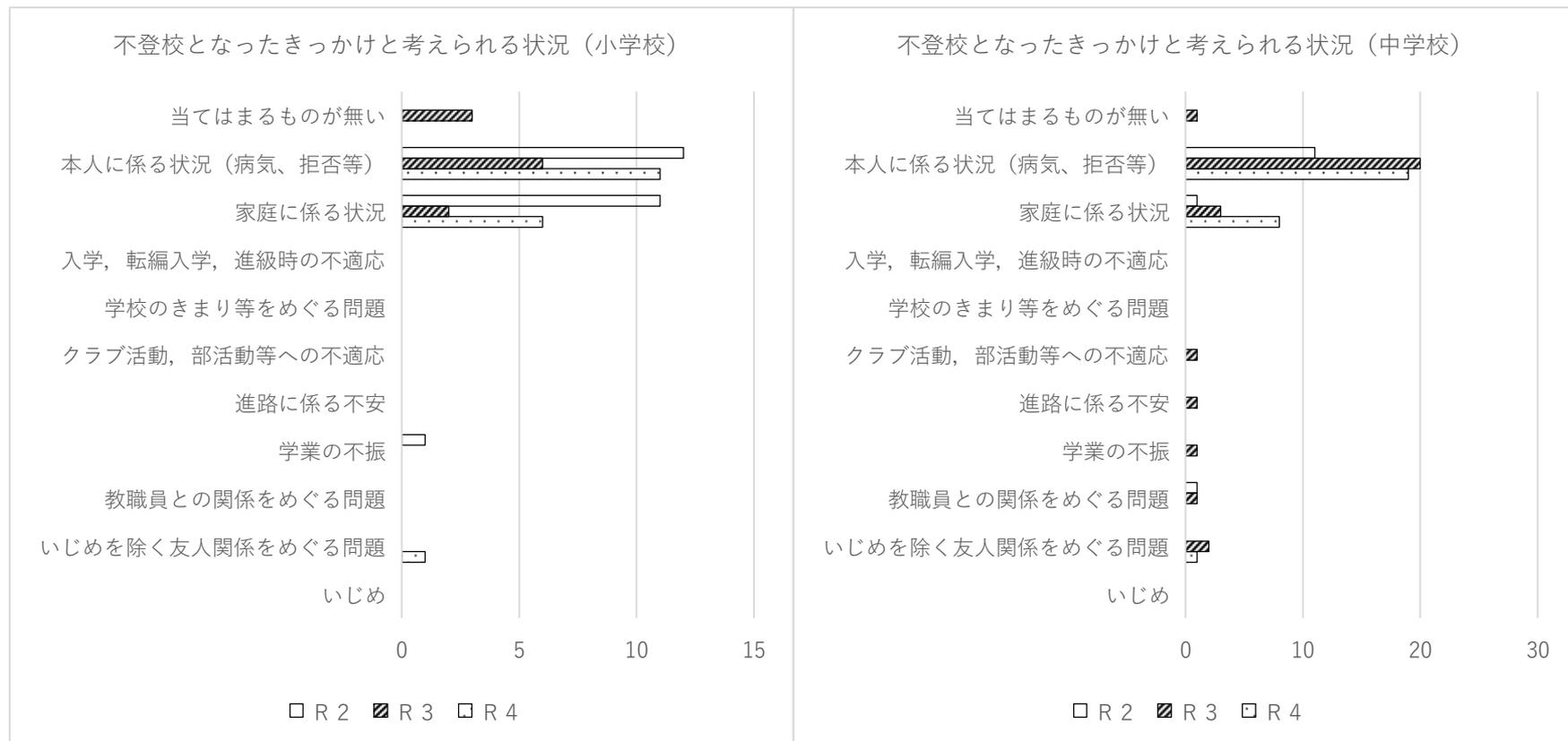
令和6年2月2日(金)

◎不登校児童生徒の増加



久御山町の不登校児童生徒の出現率は、山城管内と比較しても高い状況にある。

◎不登校の原因



不登校のきっかけと考えられる状況としては、本人に係るものと家庭に係るものが多い。

◎全国調査から見える不登校と子ども達を取り巻く現状

実態調査結果

不登校の子を持つ一人親世帯の4割が年収200万円未満

不登校の子を持つ親の世帯年収は「200万円未満」がTOP。うち約95%は母子家庭

No.	世帯年収	未婚	既婚
N		37	375
1	200万円未満	40.5%	3.7%
2	200万円～400万円未満	24.3%	9.6%
3	400万円～600万円未満	18.9%	19.2%
4	600万円～800万円未満	0.0%	21.3%
5	800万円～1000万円未満	5.4%	16.3%
6	1000万円～1200万円未満	0.0%	7.5%
7	1200万円～1500万円未満	2.7%	5.6%
8	1500万円～2000万円未満	0.0%	1.1%
9	2000万円以上	0.0%	1.6%
10	わからない	8.1%	14.1%

n=412

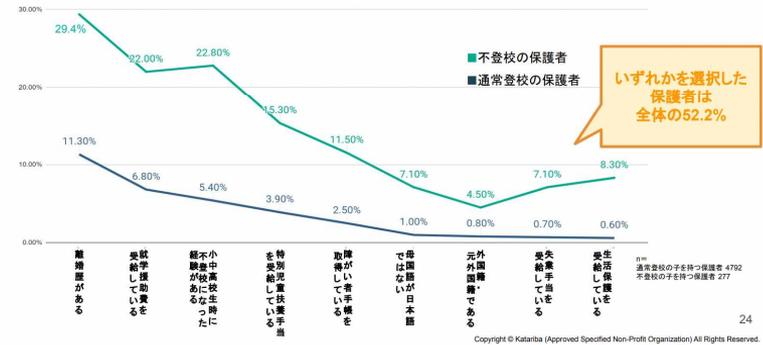
23

Copyright © Katariba (Approved Specified Non-Profit Organization) All Rights Reserved.

実態調査結果

不登校の保護者は何らかの困難を抱えている割合が高い

不登校の保護者の半数以上が、収入・障害・言語・自身の不登校体験等の何らかの困難を抱えている



24

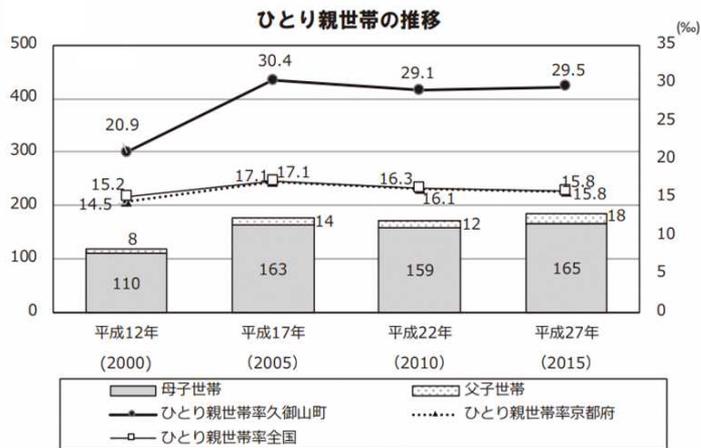
認定NPO法人カタリバ「不登校に関する子どもと保護者向け実態調査」(2023) 結果より

◎本町の子どもたちを取り巻く現状

① ひとり親世帯の推移

久御山町のひとり親世帯数は、平成27年には183世帯となっており、母子世帯が165世帯、父子世帯が18世帯となっています。

また、平成27年のひとり親世帯率は29.5%*で、全国及び京都府の15.8%より高い割合となっています。



※各年国勢調査

② 就学援助率

就学援助率 (令和4年度)	市町村名
40%未満	与謝野町宮津市中学校組合
35%未満	宮津市
30%未満	八幡市、久御山町
25%未満	綾部市、京丹波町
20%未満	京都市、亀岡市、城陽市、京田辺市、木津川市、与謝野町
15%未満	福知山市、舞鶴市、向日市、京丹後市、南丹市、大山崎町、精華町、伊根町、相楽東部広域連合
10%未満	長岡京市、井手町、宇治田原町

令和5年度就学援助の実施状況調査

◎本町の子どもたちを取り巻く現状

③ 3歳児健康診査状況推移

(単位:人、%)

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象	児数	131	126	118	110	134
受診	児数	125	112	110	98	122
受診	率	95.4	88.9	93.2	89.1	91
検査結果	異常なし	71	64	59	54	80
	要支援児数	54	48	51	44	42
	要観察	43	38	43	27	29
	要精検	11	10	7	17	13
	要医療	-	-	1	-	-

注:各年度未現在

資料:子育て支援課

④ 児童虐待相談受付件数推移

本町における児童虐待相談受付件数は、平成27年度以降は、年々増加しており平成30年度には122件となっています。

■児童虐待相談受付件数の推移

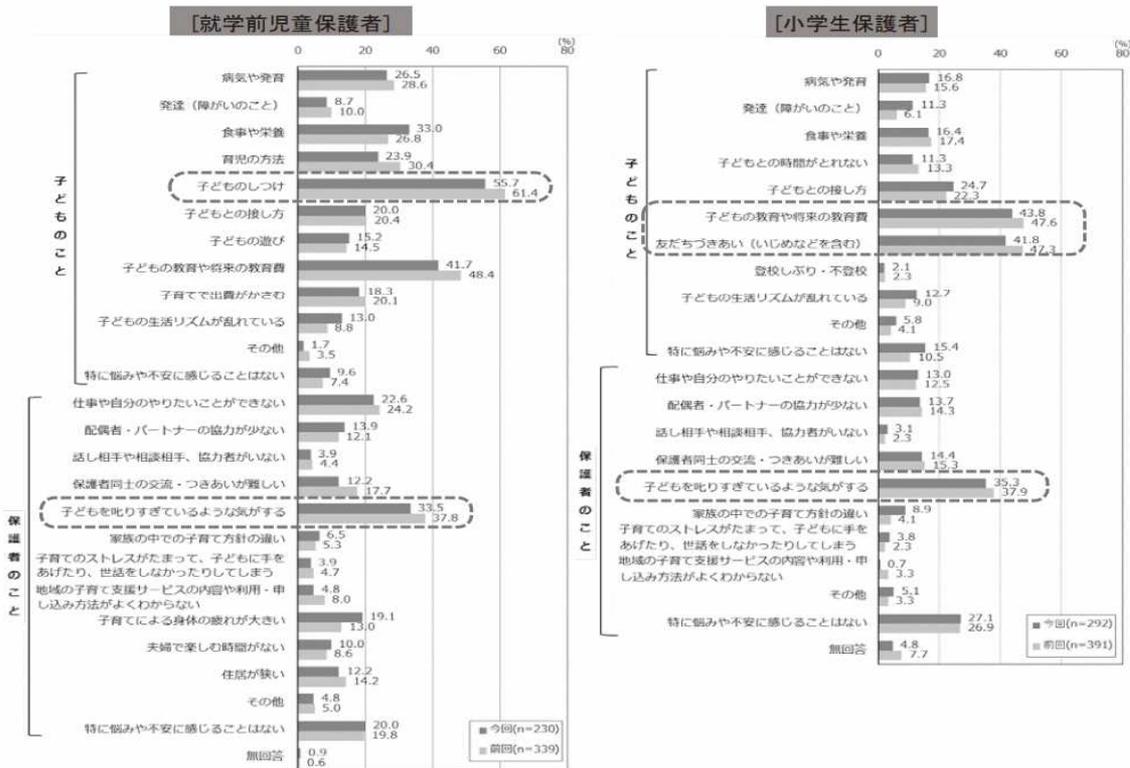
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
継続	24	47	71	59
新規	29	37	37	63
計	53	84	108	122

子ども・子育て支援プラン（令和2年）

◎本町の子どもたちを取り巻く現状

■ 子育ての悩みや不安

子どもに関する悩みについて、就学前児童保護者は「子どものしつけ」がトップ、小学生保護者は「子どもの教育や将来の教育費」及び「友だちづきあい（いじめなどを含む）」が上位です。保護者に関する悩みについて、就学前児童・小学生の保護者共に「子どもを叱りすぎているような気がする」がトップです。



◎本町の子どもたちを取り巻く現状

小学校入学時における子育てアンケート（R5小学校入学生）

項 目		はい	ときどきはい	あまりしない	全くしない
子ども自身のこと	毎日朝食を食べる	86.7%	10.2%	3.1%	0.0%
	決まった時刻に寝る	42.9%	46.9%	10.2%	0.0%
	テレビやインターネット動画の視聴時間(①全く見ない②1h未満③2h未満④2h以上)	0.0%	18.4%	51.0%	30.6%
	挨拶をする	74.5%	22.4%	3.1%	0.0%
	約束を守る	46.9%	45.9%	7.1%	0.0%
	アナログ時計を見る	48.0%	35.7%	7.1%	9.2%
	「しりとり」遊び(言葉遊び)をした	66.3%	27.6%	5.1%	1.0%
	トランプ・すごろく遊び(数遊び)をした	49.0%	36.7%	12.2%	2.0%
	ハサミやのりを使った紙工作をした	78.6%	18.4%	3.1%	0.0%
	店で買い物をした体験をした	10.2%	45.9%	32.7%	11.2%
	保護者の子育てについて	子どもの良いところを褒める	68.4%	30.6%	1.0%
子どもの話を聞く時間を持つ		58.2%	39.8%	2.0%	0.0%
テレビの視聴やゲームの時間を限定している。		29.6%	37.8%	29.6%	3.1%
絵本の読み聞かせをしている		12.2%	44.9%	33.7%	9.2%
物を欲しがったときの対応(①必要なものだけ②ときどき③全く買わない④いつも買う)		33.7%	65.3%	0.0%	1.0%
疑問について自分で調べたり考えたりするよう促す		16.3%	55.1%	28.6%	0.0%
学力は将来の子どもの役に立つ		70.4%	29.6%	0.0%	0.0%
子どもの将来(進路)について考えている		18.4%	24.5%	51.0%	6.1%
友達の名前を知っている		62.2%	35.7%	2.0%	0.0%
これまで園の行事に参加した。		89.8%	7.1%	2.0%	1.0%

◎本町の子どもたちを取り巻く現状

基本的な生活習慣・学習習慣・文化遺産について

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		本町	差	全国	本町	差	全国	本町	差	全国
朝食を毎日食べている	小6	74.2	-11.6	85.8	84.1	-0.8	84.9	75	-8.7	83.7
	中3	69	-12.8	81.8	76.4	-3.5	79.9	60	-18.6	78.6
学校の授業以外に、普段勉強するのは1時間未満である	小6	42	4.5	37.5	45.2	4.7	40.5	56.4	13.5	42.9
	中3	43.7	19.7	24	52.2	21.8	30.4	58.1	24.2	33.9
学習塾等の先生に教わっていない	小6	45.2	-7.4	52.6		0		58	3.6	54.4
	中3	48.6	12.2	36.4		0		47.6	8.3	39.3
学校授業以外に普段全く読書をしない	小6	21	-3	24	33.6	7.3	26.3	32.1	7.6	24.5
	中3	57	19.6	37.4	49.3	10.3	39	41	4.2	36.8
家にある本は25冊以下である	小6	23.4	-6.6	30	24.7	-5.8	30.5	38.4	5	33.4
	中3	50	15.6	34.4	39.2	5	34.2	43.8	8.5	35.3
スマートフォン等でゲームを2時間以上行っている	小6	65.2	15.8	49.4	62.8	12.6	50.2		0	
	中3	71.1	14.1	57	57.1	6.8	50.3		0	
新聞をほとんど全く読まない	小6	68.5	-1.9	70.4	67.3	-5.7	73	80.4	7.1	73.3
	中3	78.9	2.2	76.7	85	6	79	76.2	-3.2	79.4

全国学力・学習状況調査質問紙調査結果より

◎本町の子どもたちを取り巻く現状

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		本町	差	全国	本町	差	全国	本町	差	全国
将来の夢や目標を持っていない。	小6	16.1	-3.6	19.7	14.1	-6.1	20.2	18.7	0.1	18.6
	中3	38	6.7	31.3	38.6	6.1	32.5	39	6	33
学校に行くのは楽しくない。	小6	25	8.4	16.6	20.3	5.8	14.5	33.1	18.5	14.6
	中3	11.2	-7.6	18.8	15.7	-1.3	17	20.9	3.4	17.5
国語の勉強は好きではない。	小6	50.8	9.3	41.5	41.6	1	40.6	48.2	9.7	38.5
	中3	33.8	-5.4	39.2	53.5	15.6	37.9	43.8	5.3	38.5
国語の授業の内容はよく分からない。	小6	31.4	15.7	15.7	22.1	6.2	15.9	18.8	4.6	14.2
	中3	24.6	4.8	19.8	30	11.4	18.6	28.6	9	19.6
算数（数学）の勉強は好きではない。	小6	33.1	1	32.1	35.4	-2	37.4	38.4	-0.2	38.6
	中3	45	4.2	40.8	48.6	6.8	41.8	45.7	2.6	43.1
算数（数学）の授業の内容はよくわからない。	小6	19.4	4.1	15.3	16.9	-1.9	18.8	14.3	-4.5	18.8
	中3	35.3	10.1	25.2	32.2	8.5	23.7	34.3	7.8	26.5

全国学力・学習状況調査質問紙調査結果より

園小中学校に係る教育課題と現状から見えてきたこと

①保護者の経済格差	ひとり親世帯率は、29.5%で90%が母子世帯 就学援助率は、府内でも高い状況であり、親子ともに多くの困難に直面していることが予想される。
②家庭の教育力の弱さ	子どもの将来を見通した生活習慣・認知能力・非認知能力の育成への意識が低い。 生活に追われ、ゆとりのない状況が見える。虐待件数も年々増加傾向にあり、保護者の孤立感が目立つ。日本語を習得せず来日する外国籍の子どももいる。
③学習意欲の減退	年齢が上がるにつれ、夢や目標を持てなくなる子どもが増加する。教科についても年齢が上がるにつれ、好きでなくなるとともに内容がわからなくなっている子どもが増加している。
④学力格差	学年が上がるに従って教科が好きではない、内容がわからないという生徒が増加している。分析から、思考力・判断力を問われる問題に課題が大きい。
⑤不登校生徒の増加	小学生の不登校の主な原因は「家庭の状況」である。また、中学生の不登校の主な原因は「やる気がない」「家庭の状況」が大部分を占め、行事等には参加するなど学校や友達関係は良好である場合が多い。



早期からの様々な要因が複雑に絡み、子どもにとって安定感のある学校になっていない。

本町の教育課題解消に向けた取組①

学
び

「久御山学園園小中一貫教育」

言語力・自己指導能力を柱とした様々な施策

「SC・SSWの拡充」 園・小・中へ拡大

「別室登校対策事業」 指導員配置

「幼保連携型認定こども園への移行」

「にじいろプラン」による就学前教育の充実

「就学援助」 保護者負担軽減事業の実施

健康
・
生活

「好ましい生活習慣の定着」

久御山学園教育研究会による生活点検・睡眠・食育の取組 フッ化物洗口の実施

「未来を拓く学校づくり推進事業」

認知能力・非認知能力向上事業（小1～中学卒業）

「子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の設置」

はぐくみの設置 教育との連携強化

「就学支援委員会の充実」

就学前から中学卒業までの継続した支援体制
「通級教室」の併任による充実

推進体制

「学校運営協議会の設置」

農業体験・地域行事の伝承

「子ども食堂」や「子どもの居場所」

宿題カフェ（NPOの立ち上げ）

本町の教育課題解消に向けた取組 ②

すべての子ども

放課後・授業時間外の居場所・活動保障 生活困窮者自立支援法に基づく

ゆめスタ講座（事業者による中学生向け短期講座）土曜塾プラス
生活困窮者のための塾支援補助（府）

学習支援

夜間中学・フリースクール

子ども食堂

学校外

0歳～18歳までの医療費無償
妊産婦支援～はぐくみ応援便（おむつ・ミルク個別訪問）
保護者負担軽減策

スクールソーシャルワーカー

子育て世代包括センター連携 未就学児 こども園 小・中学校家庭対象 1名 中学校 1名

学校

保育料一部無償化

就学援助

高校就学支援金(府)

大学等給付型奨学金

教育支援の類型化の指標からは、
学校外における福祉施策の弱さ
が見られる

生活支援

特定の条件にあてはまる子ども

すべての子どもを大切に
する学校

久御山学園園小中一貫教育による非
認知能力育成・言語力 自己指導能
力育成 コミュニティ・スクール

施策が進みつつある

施策が不十分

これまでの施策課題と調査分析の結果から

- (1) 子育て支援課が中心となって、妊産婦から子育て世代に対して、全家庭・支援の必要な家庭を対象に現金給付や現物給付、アウトリーチ型支援等を様々な施策を実施している。
- (2) 教育委員会が中心となって、こども園新設や学童保育等環境整備、様々な保護者負担軽減施策、園小中一貫教育・学校運営協議会等の施策を実施している。

各課施策や支援が必要な家庭の情報共有が、十分とは言えない。特に学校外での保健福祉施策が少ないことなど個々の家庭を取り巻く総合的な視点での施策が必要

様々な施策を打ち出しているのにも関わらず、成長するにしたがって顕著となる学力格差や不登校率の上昇等全ての子どもたちにとって、「安心して魅力ある学校」に近づいていないことの一因と言えるのではないか。



子ども達にとって、「安心して魅力ある学校」に近づくために必要な施策とは

本町の教育課題解消に係る先行研究から

(2022 志水) や (2022 小林) によれば、子どもの人的資本、文化的資本、社会関係資本を獲得できる機会を増やすことによって学習・生活・心理面などに良い影響を与えることができる。保護者の経済格差改善は貧困の連鎖リスク解消の可能性を高める。

(OECD 2018) によれば、教師と親は、子どもたちと強い絆を深め、人生初期の段階からの社会情動スキル能力の向上の取組を行うことによって、社会的に恵まれない集団の社会経済面の改善に良い影響を与えるというエビデンスが示されている。

(Buyse, Verschueren, & Doumen, 2011) や (篠原 2022) によれば、保護者によらなくても保育者により、子どもの人的資本、文化的資本、社会関係資本を獲得できる機会を増やすことによって学習・生活・心理面などに良い影響を与えることができることがわかる。保育や教育の質の向上は不可欠である。

(2014阿部) 子どもを中心として、成長とともに行う個別支援と、関係する機関や団体が密接に協働し行う支援という2つの視点が必要

(令和3年 閣議決定) 家庭にも学校にも居場所がないことが多いことも懸念される。課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働しながら支援を行う。

こども家庭庁こどもデータ連携実証事業 個々の子どもや家庭の状況や利用している支援などに関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる。

分野を超えた連携のもと、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、経済面・子どもの人的資本、文化的資本、社会関係資本を獲得できる機会を増やすこと等、総合的な視点による早期からの継続した支援につなげる必要がある。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

令和3年12月（閣議決定）

- こどもの抱える困難は、発達障害などのこどもの要因、保護者の精神疾患などの家庭の要因、虐待などの家庭内の関係性の要因、生活困窮などの環境の要因といった様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、非行といった様々な形態で表出するものであり、重層的な視点からのアプローチが必要である。非行やいじめなどの問題行動は、こどもからのSOSであり、加害者である前に被害者である場合が多いとの指摘もある。「生きづらさを感じているこども」「不器用なこども」「助けられていないこども」であり、**家庭にも学校にも居場所がないことが多いことも懸念される。課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働しながら支援を行う。**



こども家庭庁（2023.4.1）設置 **こどもデータ連携実証事業** 個々の子どもや家庭の状況や利用している支援などに関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、個人情報適正な取扱いを確保しながら、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる。

本町の保護者負担軽減策



保育・教育に係る保護者負担軽減策

本町では、『就学前保育・教育の充実』、『子ども達の希望進路の実現』のために町独自の施策として、町内在住かつ公立こども園・学校に通う児童・生徒を対象に、次のような保護者負担の軽減を実施しています。

	主な軽減内容	補助・助成金額
こども園	保育料 (0歳児～2歳児)	国の基準額の約65%に設定
	第3子以降保育料(0歳児～2歳児)	全額免除(所得制限・年齢要件あり)
	給食費(主食分)	全額補助
	第3子以降給食費(副食分)	全額免除(所得制限・年齢要件あり)
	日本スポーツ振興センター共済掛金 (医療保険料)	全額補助(1人当たり285円)
小学校	給食費	1人当たり 月額 500円
	学級費	1人当たり 2,400円
	校外活動費(遠足・校外学習等)	1人当たり 3,000円以内
	(宿泊を伴う場合)	1人当たり 4,500円以内
	修学旅行費	1人当たり 20,000円以内
	日本スポーツ振興センター共済掛金 (医療保険料)	全額補助(1人当たり935円)
中学校	学級費	1人当たり 2,000円
	校外活動費(遠足・校外学習等)	1人当たり 4,600円以内
	修学旅行費	1人当たり 35,000円以内
	日本スポーツ振興センター共済掛金 (医療保険料)	全額補助(1人当たり935円)

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

11事業	提供区域	考え方
利用者支援事業 子どもまたはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等	町内全域	保育・教育施設の活動の一環として、町内全域とします。
時間外保育事業(延長保育事業) 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間、保育を実施	町内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、町内全域とします。
放課後児童健全育成事業(仲よし学級) 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供	小学校区	各小学校区を基本として実施します。
子育て短期支援事業 保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養育施設等において養育・保護	町内全域	町内全域とします。
預かり保育事業・一時預かり事業(一時保育事業) こども園において一時的に乳幼児を預かり、必要な保育を実施	町内全域	保育・教育施設での利用を含むため、町内全域とします。
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等	町内全域	町内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等	町内全域	町内全域とします。

養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等	町内全域	町内全域とします。
地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等	町内全域	利用状況等を踏まえ、町内全域とします。
病児保育事業(病児・病後児保育事業) 病児または病後児について、病院の専用スペース等で一時的に保育を実施	町内全域	町内全域とします。
妊婦健康診査事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成	町内全域	町内全域とします。

就学援助費
学用品費(学用品費、通学用品費、宿泊を伴わない校外活動費)

新入学児童生徒学用品費
宿泊を伴う校外活動費
修学旅行費
学校給食費
医療費
クラブ活動費
生徒会費
PTA会費
体育実技用具費
卒業アルバム代等

その他

- 0歳～18歳までの医療費無償
- 「はぐくみ応援便」(全家庭へ育児用品訪問配布・訪問相談)生後1か月～
- 「ブックスタート」絵本配布 生後4か月
- 心身障害児手当事業 0歳～18歳月3000円手当
- 年中児サポート事業
- 中学校給食の実施
- ランリュックの推奨
- 英検受検補助金
- 民営塾短期講習補助金
- 認定こども園移行
- 子育て支援センター事業

つくば市こども未来プラン

安心できる居場所・学習環境
で、つくばの子どもを育む

平成31年(2019年)
2月策定

居場所+学習支援

(1,219人※H30.10)

対象：経済的に困難を抱える子ども

- ・学習支援団体との協働(4～9年生)
H29 2か所→H30 3か所→H31 拡大(12か所)
- ・学習塾代支援(9年生)
- ・アウトリーチ(訪問支援)の実施
- ・スクールソーシャルワーカーの活用

居場所支援

対象：就学前児童～高校生以上

- ・子ども食堂実施団体への支援
(平成30年11月から補助金開始)
- ・つくば市に必要な居場所づくりの検討

学習支援

対象：1年生～9年生(約2万人)

- ・中学生：「地域未来塾」の開催
- ・小学生：「放課後子供教室」での学習支援の実施
- ・学習インフラの整備

市民参加

市民が参加しやすくするための支援

- ・ボランティア説明会の開催(学習支援・子ども食堂)
(平成30年12月初開催)
- ・学習支援事業者向け研修会・意見交換会

保護者支援

対象：経済的に困難を抱える保護者

- ・高等職業訓練促進給付金の活用促進
(市独自給付をプラス)

データ収集

支援すべき子を取り残さない

- ・データベースの構築
- ・非認知能力等判定(自己肯定感等の調査)の実施

推進体制

施策の推進体制を構築

- ・つくば市こども未来懇話会におけるチェック
- ・つくば市こども未来庁内連携会議の開催

支援の方向性

- ・持続可能な開発目標(SDGs)に沿った包摂的・包括的な支援
- ・地域、実施団体、大学、学校等との連携

達成目標

- 1 自己肯定感を持つ児童生徒の割合の増加
- 2 将来の夢や目標設定力を持つ児童生徒の割合の増加
- 3 家庭学習の習慣づけができていない児童生徒の割合の増加
- 4 「よくわかる」「わかる」を実感できる児童生徒の割合の増加
- 5 希望者全員の高校進学・卒業



こども大綱の決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ（一般向け）（令和5年12月22日）

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の閣議決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ～

本日の臨時閣議において「こども大綱」を決定しました。

「こども大綱」は、今年4月に施行されたこども基本法に基づく、我が国初の大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そして、そのための基本的な方針として、

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、
- ②こども・若者や子育て当事者ととともに進めていくこと、
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、
- ⑥施策の総合性を確保すること

を掲げています。

この「こども大綱」では、これまでにはない、初めての試みとして、

まず第1に、目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めました。

第2に、こども・若者が「権利の主体」であることを明示するとともに、こどもや若者・子育て当事者と「ともに進めていく」としました。

第3に、政策に関する重要事項について、こども・若者の視点でわかりやすく示すため、こども・若者のライフステージごとに提示しました。

第4に、こども大綱の下で具体的に進める施策について、今後、毎年、「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太の方針や各省庁の概算要求などに反映することにしました。

第5に、こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な方々から、対面・オンライン・チャット、パブリックコメント、アンケート、ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべくわかりやすくフィードバックしました。

私から、全ての閣僚に対し、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども政策を進めていただくよう、お願いしました。こども政策の推進にあたっては、教育基本法に基づく教育振興基本計画とも連携しながら、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていただけるように取り組んでまいります。

これからも、こども・若者や子育て当事者のみなさん一人ひとりの意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、そして、こどもや若者のみなさんにとって最も善いことは何かを考えて、政策に反映し、大人が中心になってつづてきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていくために、みなさんとともに歩んでまいります。

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

加藤 鮎子